

## 令和6年度取手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下、「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な方針を定めるものとする。

### 2 用語の定義

この方針において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

この方針の適用の範囲は、市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下、「物品等」という。）の調達とする。

### 4 調達の対象とする物品等

市が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

- (1) 物品：紙製品、縫製品、食品類、農作物 等
- (2) 役務：封入等軽作業、清掃作業、分別作業 等

### 5 調達の目標額

令和6年度における調達目標額は、策定に際し実施した執行機関等における市内の障害者就労施設等への発注予定に関する調査の結果及び当該年度の予算又は事業の予定を勘案し以下のとおりとする。

調達目標額：1,500,000円

### 6 調達の実施

物品等の調達にあたっては、障害者就労施設等が提供できる物品等に関する情報提供を行うとともに、取手市契約規則（昭和58年規則第14号）第22条第2項各号に定める額を超えない場合の調達については、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）による契約の締結に努めるものとする。

### 7 調達実績の公表

調達実績は、令和7年5月末までに概要を取りまとめ、市のホームページ等において公表するものとする。

### 8 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉部 障害福祉課とする。